# 対応の実際

### <管理職>

該当児童に対し、アレルギー除去が確実に行われているか、管理・監督を行う。 万が一、誤食が起こった場合には、職員に対し、児童の対応指示を行う。

#### <学級担任>

- ・除去食チェックファイルを確認し、押印する。
- 該当児童にその日の除去の有無を伝え、除去がある場合には、確実に除去食が配膳されるようにする。また、その日のおかわりは一切しないようにする。
- クラス児童が偏見を持つことなく、食物アレルギーについて正しく理解できるように指導する。
- 出張等で補教者が給食指導にあたる場合、補教者へ児童の様子や除去状況等を連絡しておく。
- ・ 食後における児童の体調には、十分注意する。

### <栄養士>

- ・保護者との「連絡ノート」にて保護者、学校との連絡を行う。ノートには、アレルギー食材にチェックを入れた献立表を貼付し、その日の除去状況を連絡する。
- 学校長の指示のもと、高リスクの食材は使わないようにする。
- 調理過程において、調理職員が確実に除去できるように指示を出す。
- 除去食の最終チェックを調理員とともに行う。
- ・献立に変更があった場合や、通常と異なる形式の給食(兄弟学年給食等)の場合には、特に誤食がないか注意する。
- 除去に栄養不足について、家庭で補うことができるように保護者に理解を求める。

### <調理職員>

- ・栄養士の指示のもと、除去食の調理を行う。
- 給食ワゴンは、学級担任に引き渡す時に、除去食について連絡を行う。
- 除去食の最終チェックを栄養士とともに行う。

### く養護教諭>

- 日頃より食物アレルギーについて、理解を深め、当該児童はもちろん、過去に症状がなかった初発 児童も見逃すことなく、適切な対応ができるようにする。
- 預かり薬品の管理を行い、緊急時に対応できるようにする。

# 食物アレルギー対応の流れ

時 期	新1年生	すでに対応している児童
10月	配慮の必要な児童の把握	
~2月	保護者の申し出	
	<就学時健康診断>	
	<入学説明会>	
	就学時健康診断や入学説明会の機会に、食物アレ	
	ルギーがあり、除去対応が必要な児童は、申し出	
	るように促す。	
3月		
~4月	対応依頼書・学校生活管理指導表の提出	学校生活管理指導表の提出
	・食物アレルギー対応依頼書(新規)	・食物アレルギー対応依頼書(追加・継続・一部
	<様式1−①>	解除) <様式1一①>
	• 学校生活管理指導表 〈様式2〉	・食物アレルギー対応変更依頼書
	・食物アレルギー対応個人票<様式4>	<様式1−②>
	※医師が学校での配慮を必要としないと診断した	• 学校生活管理指導表<様式2>
	場合や家庭での管理を行っていない場合には、	☆毎年、学校生活管理指導表を求め、経過による
	対応の対象外となる。	症状の軽症化によっては対応の見直しを検討す
	   個別の面談	る。 
		対応の検討(個別面談)
	○対象児童と保護者の情報を詳細に得る。(管理   □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	職・実務者)	○提出書類をもとに「食物アレルギー対応委員会」    マナナウン・カー・ナー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー
	〇申請内容を正しく把握する。 - ○特フレルが、悪大悪(株子)。	で対応方法の検討をし、対応方針を決める。
	食物アレルギー調査票<様式3>	〇必要に応じて、保護者との面談の機会を持ち、
	○学校給食の提供までの流れや、学校及び給食室	児童の状況把握と対応について理解を得ること   にない。
	の現状を理解してもらう。	に努める。
	※「対応できる内容」と「対応できない内容」に	
	ついて正確に伝え、理解を得る。	
	対応の検討	
	   ○提出書類をもとに「食物アレルギー対応委員会」	
	で対応方法の検討をし、対応方針を決める。	
	※担任を含め、次年度の担当者に正確に引き継ぐ。	※担任を含め、次年度の担当者に確実に引き継ぐ。

4月 転入・新 対応実施の決定 対応実施の決定 対応の決定は、学校長が行う。 教職員の共通理解 で迅速に対応 対応 の新年度、給食開始までに校内で共通認識を図っておく。 対応の開始 対応の評価・見直し・個別指導 の対応の経過等を個人票(様式4)に追記する。

### ≪保護者との確認方法≫

20日過ぎ | 献立手配表(材料表)をアレルギーファイルに入れ、保護者に渡す。

 $\downarrow$ 

手配表の材料を確認し、アレルギー食材にマーカーをし、栄養士に渡す。

栄養士が手配表を確認し、メモを記入する。

月末

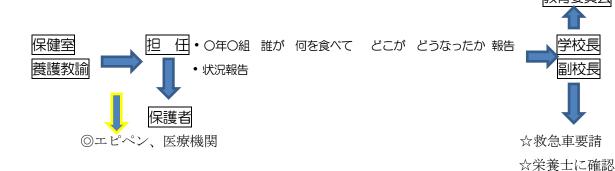
- 手配表
- ・クラスの配膳表(アレルギーの献立に赤丸したもの) ← 保護者に渡す。
- ・アレルギー対応連絡表2部
- ・アレルギーノート
  - ◎家庭で保管し確認する 手配表、クラスの配膳表、アレルギー対応連絡表 1 部
  - ◎栄養士にもどす アレルギー対応連絡表 1 部、アレルギーノートアレルギー ファイル
- ≪除去食チェックファイル≫

配膳車を引き渡す時に調理師から担任に渡す。

≪担任と保護者にわたす盛り付け表≫ アレルギーメニューに赤丸をつける。

- ≪アレルギープレート、アレルギー確認表≫
  - ・アレルギー対応のある日は、給食室で一式を盛りつける。おかわりは禁止。
  - アレルギーのあるメニューのお皿には表示プレートとフードカバーがしてあります。
  - ・おぼん(黄色)のうえには確認表がのっているので、担任が確認し、アレルギー児童に渡す。

## <食物アレルギーによるアナフィラキシ―ショック>



- ・呼吸困難・咳・喘鳴・嘔吐 エピペン
- ・だるさ・眠気・意識障害 医療機関等、皮膚・口腔以外のの症状が出現した時 (意識なし→気道確保)

### 養護教諭在校時 .

- ○養護教諭は傷病の状況や程度を判断し、救急処置を行い、傷病の程度を、学校長・副校長・学級担任に報告する。 保護者への連絡は、状況を把握している学級担任が行う。
- ○保護者への児童の引渡しは、校内または保護者が希望した医療機関で行う。傷病の状況や程度によっては、確定診断・処置が終了するまで同行し、保護者とともに医師より診断結果を聴取し指示を受ける。
- ○必要に応じ、学校長判断で、救急車を要請する。(手配は学校長・副校長)

### 養護教諭不在時 .

○学級担任または副校長が養護教諭の任務を代行する。